日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版> 「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人日本工業大学
②設置大学名称	日本工業大学
③担当部署	総務課
④問合せ先	nit-somu@nit.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和7年9月25日
⑥点検結果の公表日	令和7年10月1日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://scfo.nit.jp/data/governance-code/
⑧本協会による公表	☑承諾する □否認する

【備考欄】

様式I

I-I.「基本原則」及び「原則」の遵守(実施)状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則1 自主性・自律性の確保(特色ある運営)	0
原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	0
原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	0
基本原則2 公共性・社会性の確保(社会貢献)	0
原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	0
原則2-2 多様性への対応	0
基本原則3 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本)	0
原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	0
原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-4 危機管理体制の確立	0
基本原則 4 透明性・信頼性の確保(情報公開)	0
原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開	0

Ⅰ-Ⅱ. 遵守(実施)していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ-Ⅲ. 遵守(実施)していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ-Ⅰ.「原則」の遵守(実施)状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目1-1①	説明
建学の精神等の基本理	建学の精神・理念等の基本理念及び教育目的につい
念及び教育目的の明示	て、大学ホームページ等を通じて学生をはじめとする
	多様なステークホルダーに対して明示しています。
	【建学の精神・理念等】
	https://www.nit.ac.jp/campus/philosophy
実施項目1-1②	説明
「卒業認定・学位授与	大学、学部・学科、研究科・専攻ごとにディプロマ
の方針」、「教育課程編	ポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポ
成・実施の方針」及び	リシーを定めて明確に示すとともに、自己点検・評価
「入学者受入れの方	結果に基づき、教育の質の向上、学修環境・内容の整
針」の実質化	備・充実に取り組んでいます。
	【ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アド
	ミッションポリシー】
	https://www.nit.ac.jp/campus/data
実施項目1-1③	説明
教学組織の権限と役割	学長の責務について、「学校法人日本工業大学管理運
の明確化	営規程」に「理事長の命を受け校務をつかさどり、所
	属職員を統轄し大学を代表する」と定め、また、学長
	の補佐体制として、副学長、学長補佐、執行会議等を
	置き、その職務・任務は規程を定め明確にしていま
	す。
	教授会・研究科委員会の役割(学長と教授会・研究
	科委員会の関係)等、教学組織の権限と役割を学則、
	規程に定め明確にしています。
実施項目1-1④	説明
教職協働体制の確保	実効性のある中期的な計画の策定・実行・評価・改
	善(PDCA サイクル)による大学価値向上を確実に推進
	するため、教員と事務職員等はそれぞれ各種会議・委
	員会等の構成員となるなど適切に分担・協力・連携を
	行うことを可能とする体制を確保し、教育研究活動等
==	の組織的かつ効果的な管理・運営に努めています。
実施項目1-1⑤	説明
教職員の資質向上に係	日本工業大学FD/SD実施方針を制定し、教職員の資質
る取組みの基本方針・	向上に向けた研修に取り組んでいます。
年次計画の策定及び推	ファカルティ・ディベロップメント (FD) は、教員
進	個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向
	け、年次計画に基づき取組みを推進しています。
	スタッフ・ディベロップメント(SD)は、すべての

教員・事務職員等の専門性と資質の向上のため、SD 推進に係わる基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進しています。

【FD/SD 実施方針】

 $\underline{\texttt{https://www.nit.ac.jp/files/campus/}}$

pdf/fd_sd_houshin.pdf

原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目1-2①	説明
中期的な計画の策定方	「人を育て、前進する学園」を中長期ビジョンに掲
針の明確化及び具体性	げ、5ヵ年の中期事業計画として学園を取り巻く環境変
のある計画の策定	化に対応する「次世代創造プロジェクト」(令和7年度
	~令和 11 年度)を評議員会の諮問を経て、理事会で策
	定しています。
	また、学園の中期事業計画は、大学部門の中長期計
	画「NIT VISION 2030」の第2期アクションプランを組
	み込む形で策定しています。
	なお、「NIT VISION 2030」及びアクションプラン(令
	和 3 年度~令和 11 年度)は、大学内におけるパブリッ
	クコメント、評議員会、理事会の審議を経て策定して
	います。
	【次世代創造プロジェクト】
	https://scfo.nit.jp/application/files/
	2217/4278/0906/20250401. pdf
	[NIT VISION 2030]
	https://www.nit.ac.jp/application/files/
	7416/2131/8618/NIT_VISION_2030. pdf
実施項目1-2②	説明
計画実現のための進捗	中期的な計画の進捗状況については、本計画を達成
管理	するために年度ごとに策定する事業計画の進捗状況を
	チェックすることにより行うものとし、必要に応じ見
	直すこととしています。進捗状況は四半期ごと学園運
	営協議会の審議を経て理事会(変更を要する場合は加
	えて評議員会に諮問)に報告するとともに、その結果
	は定期的に内外に公表する等、透明性のある学園運
	営・大学運営を図っています。

原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目2-1①	説明
社会の要請に応える人	建学の精神・理念等に基づく人材育成とともに、リ
材の育成	カレント教育の一環として社会人(55 歳以上)が学生
	とともに学ぶ「シニアチャレンジ講座」や広く地域社
	会に貢献するために地域住民を対象とした「NIT オープ
	ンカレッジ」を開設しています。
	なお、本学では、主に社会人を対象とした専門職大
	学院技術経営研究科を設置しています。また、大学、
	大学院いずれも社会人入学者選抜制度を設け、社会人
	が学ぶ機会を設けています。
	その他、小・中学生を対象としたものづくり体験教
	室・科学教室、高校生を対象とした研究室インターン
	シップ、出前授業を開講しています。
	【専門職大学院】
	https://mot.nit.ac.jp/?_ga=2.186680812.51660319.
	<u>1756693640-1137503056. 1659402927</u>
	【生涯学習センター】
	https://www.nit.ac.jp/campus/center/life
実施項目2-1②	説明
社会貢献・地域連携の	教育研究推進室及び社会連携系センター(産学連携
│推進 │	センター、生涯学習センター、人と暮らしの支援工学
	センター、イノベーション・起業教育センター、地域
	連携センター、理工学教育(STEM)センター)を中心
	に、さまざまな産官学連携活動、地元自治体等との包
	括連携協定締結に基づく地域ニーズに即した連携活
	動、起業教育など社会の発展と安定に貢献するため、
	大学資源を活用した教育研究活動の多様な成果を社会
	に還元しています。また、SDG s や環境推進活動など社 会全体のサステナビリティを巡る課題には、SDG s 委員
	会や環境推進委員会を設置して組織的に取り組むなど
	云や泉現在進安員云を設置して組織的に取り組むなと 「知の拠点 としての大学の役割を果たすよう努めて
	「知の拠点」としての八子の役割を未たりより劣めて
	【社会連携系センター】
	作品を選携示してクート https://www.nit.ac.jp/campus/center
	【日本工業大学の取り組み】
	https://www.nit.ac.jp/campus/efforts
	[NIT SDGs]
	https://www.nit.ac.jp/sdgs#!page1

原則2-2 多様性への対応

実施項目2-2①	説明
多様性を受容する体制	性別、年齢、障がい、国籍等多様な背景を持つ学
の充実	生、教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備充実

に努めています。

具体的には学園事務局、大学総務部を中心に「性の 多様性」をテーマにした研修会等の開催、女性がこれ まで以上に活躍できる職場環境の整備、仕事と育児の 両立を図るための各種制度の提供等に取り組んでいま す。

すべての学生・教職員の基本的人権を保障するため、あらゆるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置について必要な事項を定めています。

障がいを持つ学生等及び本学進学希望者に対して障がいを理由とする差別を排除するとともに、あわせて本学が障がい学生等に対して合理的な配慮を提供するための環境を整備しています。また、留学生センターを設置し、留学生支援に努めています。

【人的資本関連情報】

https://scfo.nit.jp/data/human_capital/

【ハラスメントについて】

https://www.nit.ac.jp/campuslife/support/

harassment

【障がい学生支援に関する状況】

https://www.nit.ac.jp/campus/data/disability

【留学生センター】

https://www.nit.ac.jp/campus/center/r_center

実施項目2-2②

役員等への女性登用の 配慮

説明

男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から役員等への女性登用に配慮しています。現在、理事1名に女性を登用しています。学園全体の採用した労働者に占める女性労働者の割合は27.4%、管理職に占める女性労働者の割合は7.5%となっており(令和6年度)、引き続き女性登用に配慮していきます。

【「女性活躍推進法」に基づく女性の活躍に関する情報 の公表】

https://scfo.nit.jp/application/files/5217/5029/4584/80a89871b90e7ccde31736293e9e5b95.pdf

原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

原則 5 上 4 三 1 三 1 三 1 三 1 三 1 三 1 三 1 三 1 三 1 三	
実施項目3-1①	説明
┃理事の人材確保方針の	理事の資格及び構成を「学校法人日本工業大学寄附
明確化及び選任過程の	行為」に定めるとともに、理事長、副理事長、常務理
透明性の確保	事等の職務は「学校法人日本工業大学寄附行為施行規
	則」に定め、明確化しています。
	理事選任機関は評議員会としています。その候補者
	は役員等候補者選考会議において選考し、理事会に推
	薦、これを受け理事長が評議員会に対し議案を提出す
	る手続きとする旨「学校法人日本工業大学役員等候補
	者選考会議規程」に定めるなど、選任過程の透明性確
	保に努めています。
実施項目3-1②	説明
理事会運営の透明性の	理事会は、定時に開催するほか、必要に応じ随時開
確保及び評議員会との	催することとし、議事録を作成、備置いています。理
協働体制の確立	事会の職務権限等は「学校法人日本工業大学寄附行
	為」及び「学校法人日本工業大学寄附行為施行規則」
	「学校法人日本工業大学理事会会議規程」に定め、適
	正な運営に努めています。
	評議員会への諮問事項、理事会の決議と評議員会の
	決議を要する事項について決議が異なる場合の理事会
	と評議員会の協議については、「学校法人日本工業大学
	寄附行為」に定め、適正な運営に努めるなど、評議員
	会との協働体制の確立を図っています。
実施項目3-13	説明
理事への情報提供・研	理事が学校法人の経営にあたり必要とされる識見を
修機会の充実	得るために、情報提供機会の充実に努めるとともに、
	弁護士等外部の専門家による研修会を適宜開催するな
	ど研修機会の充実に努めています。

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3-2①	説明
監事及び会計監査人の	監事の選任基準は、独立性を確保し、かつ利益相反
選任基準の明確化及び	を適切に防止できる者を選任するものとし、「学校法人
選任過程の透明性の確	日本工業大学寄附行為」に定めています。
保	監事の選任手続き及び会計監査人の選任手続きは、
	「学校法人日本工業大学寄附行為」「学校法人日本工業
	大学役員等候補者選考会議規程」に定めるなど、選任
	過程の透明性確保に努めています。
実施項目3-2②	説明
監事、会計監査人及び	監事と会計監査人及び内部監査室との連携は、「学校
内部監査室等の連携	法人日本工業大学監事監査規程」及び「学校法人日本
	工業大学内部監査規程」に明記し、三者が相互に情報

	交換を行うなど、監査機能の強化と連携に努めていま
	す。
実施項目3-2③	説明
監事への情報提供・研	監事が学校法人の監査にあたり必要とされる識見を
修機会の充実	得るために、情報提供機会の充実に努めるとともに、
	弁護士等外部の専門家による研修会を適宜開催するな
	ど研修機会の充実に努めています。

原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

	火・建名力到の別権化
実施項目3-3①	説明
評議員の選任方法や属	評議員の選任や属性・構成割合等については、「学校
性・構成割合について	法人日本工業大学寄附行為」に定め、明確化していま
の考え方の明確化及び	す。
選任過程の透明性の確	評議員の選任機関は評議員会としています。その候
保	補者は役員等候補者選考会議において選考し、理事会
	に推薦、これを受け理事長が評議員会に対し議案を提
	出する手続きとする旨「学校法人日本工業大学役員等
	候補者選考会議規程」に定めるなど、選任過程の透明
	性確保に努めています。
実施項目3-3②	説明
評議員会運営の透明性	評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開
の確保及び理事会との	催するほか、必要がある場合に開催することとし、議
協働体制の確立	事録を作成、備置いています。評議員会の職務、諮問
	事項、決議事項等は「学校法人日本工業大学寄附行
	為」及び「学校法人日本工業大学寄附行為施行規則」
	「学校法人日本工業大学評議員会会議規程」に定め、
	適正な運営に努めています。
	評議員会の決議と理事会の決議を要する事項につい
	て決議が異なる場合の評議員会と理事会の協議につい
	ては、「学校法人日本工業大学寄附行為」に定め、適正
	な運営に努めるなど、理事会との協働体制の確立を図
	っています。
実施項目3-3③	説明
評議員への情報提供・	評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員
研修機会の充実	会開催の事前・事後のサポートに努めています。評議員が
	監督機能を発揮するにあたり必要とされる識見を得る
	ために、情報提供機会の充実に努めるとともに、弁護
	士等外部の専門家による研修会を適宜開催するなど研
	修機会の充実に努めています。
評議員への情報提供・	評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートに努めています。評議員が監督機能を発揮するにあたり必要とされる識見を得るために、情報提供機会の充実に努めるとともに、弁護士等外部の専門家による研修会を適宜開催するなど研

原則3-4 危機管理体制の確立

実施項目3-4①	説明
危機管理マニュアルの	学園において発生する様々な事象に伴う危機に対

整備及び事業継続計画	し、的確かつ円滑に対処すること等を目的として「学
の策定・活用	校法人日本工業大学危機管理規程」「危機管理基本マニ
	ュアル」を制定し、理事長を危機管理最高責任者とす
	る危機管理委員会を設置しています。緊急の事態にお
	ける事業継続のための計画として「業務継続計画」を
	整備しています。大学では、「防火・防災管理に係る消
	防計画 「緊急事態発生時における緊急措置内規 「熱
	中症対応フロー」等を定め、緊急事態の際の応急措置
	を講じる体制を整備・周知しています。また、全学生
	を対象に「安全・安心ガイドブック」を配付していま
	す。
	,
実施項目3-4②	説明
実施項目3-4② 法令等遵守のための体	17.5 1.5
	説明 「学校法人日本工業大学コンプライアンスに関する基本 規程」を制定し、理事長をコンプライアンス最高責任者とす
法令等遵守のための体	「学校法人日本工業大学コンプライアンスに関する基本
法令等遵守のための体	「学校法人日本工業大学コンプライアンスに関する基本 規程」を制定し、理事長をコンプライアンス最高責任者とす
法令等遵守のための体	「学校法人日本工業大学コンプライアンスに関する基本 規程」を制定し、理事長をコンプライアンス最高責任者とす るコンプライアンス委員会を設置しています。
法令等遵守のための体	「学校法人日本工業大学コンプライアンスに関する基本 規程」を制定し、理事長をコンプライアンス最高責任者とす るコンプライアンス委員会を設置しています。 また、公益通報者保護法に基づき「学校法人日本工業大
法令等遵守のための体	「学校法人日本工業大学コンプライアンスに関する基本 規程」を制定し、理事長をコンプライアンス最高責任者とす るコンプライアンス委員会を設置しています。 また、公益通報者保護法に基づき「学校法人日本工業大 学公益通報に関する規程」を制定し、法令違反等の早期発
法令等遵守のための体	「学校法人日本工業大学コンプライアンスに関する基本 規程」を制定し、理事長をコンプライアンス最高責任者とす るコンプライアンス委員会を設置しています。 また、公益通報者保護法に基づき「学校法人日本工業大 学公益通報に関する規程」を制定し、法令違反等の早期発 見及び是正を図るために必要な体制を整備し、法人の内部
法令等遵守のための体	「学校法人日本工業大学コンプライアンスに関する基本 規程」を制定し、理事長をコンプライアンス最高責任者とす るコンプライアンス委員会を設置しています。 また、公益通報者保護法に基づき「学校法人日本工業大 学公益通報に関する規程」を制定し、法令違反等の早期発 見及び是正を図るために必要な体制を整備し、法人の内部 監査室に「コンプライアンス窓口」を設置しています。「職員
法令等遵守のための体	「学校法人日本工業大学コンプライアンスに関する基本 規程」を制定し、理事長をコンプライアンス最高責任者とす るコンプライアンス委員会を設置しています。 また、公益通報者保護法に基づき「学校法人日本工業大 学公益通報に関する規程」を制定し、法令違反等の早期発 見及び是正を図るために必要な体制を整備し、法人の内部 監査室に「コンプライアンス窓口」を設置しています。「職員 就業規則」に服務規律を定めるとともに、懲戒の定めを置い

原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目4-1①	説明
情報公開推進のための	「学校法人日本工業大学情報の公表及び閲覧等に関
方針の策定	する規程」により公表する情報等を定めています。こ
	のほか、ホームページ等を通じ積極的な情報発信を行
	い公共性の担保、信頼性確保の一助となるよう努めて
	います。
実施項目4-1②	説明
ステークホルダーへの	経営に係る情報は、法令等に基づき、ステークホル
理解促進のための公開	ダーの理解促進が得られるよう、情報公開に努めてい
の工夫	ます。
	ホームページ、SNS が主流となっていますが、閲覧者
	が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を
	活用するほか、学生要覧、大学案内、広報誌、各種パ
	ンフレット等の媒体も活用しています。公開にあたっ
	ては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も工
	夫しています。

Ⅱ-Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明